

平成 29 年(2017 年)4 月 24 日
子ども文教委員会資料
子ども教育部子ども教育経営担当

中野区子ども・子育て会議における就学前教育に係る検討結果について

平成 29 年度中に予定する中野区子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の中間の見直しに先立ち、中野区子ども・子育て会議において、就学前教育の質の向上について検討を行ったところであるが、とりまとめの提出があったので報告する。

今後、事業計画の見直しに向けた検討を進めていく。

記

1 中野区子ども・子育て会議における検討テーマ

○就学前教育の質の向上

- (1) 教育・保育の質の向上の取組みについて
- (2) 保幼小連携による教育の推進について
- (3) 就学前の特別支援教育の充実について
- (4) 区の果たすべき役割について

2 就学前教育に係る検討のとりまとめ

別添のとおり

《概要》

(1) 就学前教育の質の向上

幼稚園・保育園等、公立私立を問わず、小学校への円滑な接続を見通した就学前教育の目指すべき目標を設定し共有を図り、合同研究や研修の充実等により教育・保育の質の向上を図る。

(2) 保幼小連携による教育の推進

子どもの発達や学びの連続性を確保し、幼稚園・保育園等と小学校とが双方から、成長の段階を踏まえた教育を進める。

(3) 特別支援教育の充実

個々に応じた教育機会を充実するとともに、巡回指導や情報共有のしくみなど、療育の機能強化や相談支援体制の充実により、幼稚園・保育園等、学校への支援を拡充する。

(4) 就学前教育の向上に向けて区の果たすべき役割

①教育・保育の質の向上

- ・就学前教育の目標策定と共通理解の形成、及び幼稚園・保育園等の特性を生かした豊かな教育・保育の展開促進
- ・研修の充実、研究内容の共有、人材育成等による教育・保育の質の向上
- ・就学前教育プログラムの改定及び幼児期のアプローチカリキュラムと小学校入学後のスタートカリキュラムの作成
- ・多様な教育・保育、子育て支援の拡充
- ・家庭の教育力向上への支援

②保幼小連携による教育の推進、保護者・地域との連携推進

- ・相互協議など、保幼小の連携強化のためのしくみづくりと運用
- ・保幼小連携の取組み成果等に関する普及啓発

③特別支援教育の充実

- ・私立幼稚園、保育園等での受入れ体制整備や人的配置など財政面を含む受け入れ拡大に向けた支援
- ・乳幼児期から学齢期までの一貫した支援と早期発見・早期対応のしくみや医療機関との連携など、切れ目ない支援体制の構築
- ・療育施設の機能強化、質・量の確保、巡回指導の充実など療育の拡充
- ・障害等に係る保護者や地域の理解促進

④推進体制の確立

- ・区としての就学前教育の目標や方針の策定
- ・効果的な取組みを機動的に進める体制の強化・構築

3 事業計画の中間の見直しに向けた今後のスケジュール

平成29年4月～8月	事業計画見直し内容の検討
9月	事業計画（素案）
11月	区民意見交換会
12月	パブリック・コメント手続き
平成30年3月	事業計画改定

就学前教育に係る検討のとりまとめ

当会議で検討すべきとされた事項について、就学前教育検討部会の検討を経て、結果をとりまとめたので報告する。区は、本内容を踏まえるとともに検討の過程における意見等を斟酌し、子ども・子育て支援事業計画へ反映するとともに、その実現に向け取り組まれることを望むものである。

I 検討事項

■就学前教育の質の向上

- 1 教育・保育の質の向上の取組みについて
- 2 保幼小連携による教育の推進について
- 3 就学前の特別支援教育の充実について
- 4 区の果たすべき役割について

平成29年3月

中野区子ども・子育て会議

II 就学前教育の現状と課題

1 幼児期の教育・保育の現状

幼児期は、健康な心と体を育て、生きる力の基礎となる基本的な生活習慣・思考力・社会性や規範意識など、生涯にわたる人格形成の基礎を身に付ける重要な時期である。

家庭は子どもの育ちを支える基盤であり、子どもは家庭における家族とのふれあいを通じて基本的な生活習慣や規範意識などを身に付けていくことになる。

しかし、核家族化や少子化の進行、地域とのつながりの希薄化、生活スタイルの多様化など、家庭教育や子育てを支える環境が大きく変化し厳しい状況にある。

このため幼稚園、保育園、認定こども園等（以下「幼稚園・保育園等」という。）の幼児教育の重要性が増し、期待も大きくなっている。また、小学校との連携の強化など、子どもの育ちに合わせて、幼稚園・保育園等と関係機関の連携の必要性も高くなっている。

■教育・保育の環境

家庭の状況に応じた多様なニーズに応えつつ子どもの確かな成長を支えるため、幼稚園・保育園等の教育・保育施設が、集団での教育・保育の機会を提供するとともに、家庭の教育力の向上を支援している。

幼稚園教育要領と保育所保育指針を踏まえて「中野区就学前教育プログラム」を作成して、中野区に育つすべての子どもが幼児期にふさわしい教育・保育を受けられるよう教育内容の充実を目指している。しかし、家庭の状況や子育て環境の変化等により幼稚園・保育園等を取り巻く社会状況や区民・保護者の幼稚園・保育園等に対する期待も変化しており、これらに対応した教育内容や環境の整備が必要となっている。

■小学校への接続

小学校へ入学すると、それまでの幼稚園・保育園等の生活との違いにより、学校での集団生活にうまく適応ができない子どもも見受けられる。

子どもたちが新しい環境に適応する力を育んでいくことが大切である。そのためには、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育のつながりを明確にする必要がある。現状では、幼児と児童の交流や保幼小連絡協議会等の場で意見交換や課題の共有などに取り組まれているが、次期学習指導要領を見据えた接続の方を明らかにしていかなければならない。

■特別支援教育

発達の遅れや障害など特別な支援が必要な子どもが増加し、療育センター「アポロ園」や「ゆめなりあ」が幼稚園・保育園等の巡回相談等を行っているほか、すこやか福祉センターが中心となって学校との引継ぎ(申送り)等を行っているが、療育の面だけでなく集団生活の中での支援のあり方など心理職等との連携も必要となっている。保護者との共通認識が持てないケースもあり、一人ひとりの状況に応じた対応に苦慮する状況も見られる。更に特別な支援が必要な子どもが希望する幼稚園や保育園に入園できないケースも見られ、受け入れ体制の整備を推進していくことが急務となっている。

2 就学前教育に係る課題

第一に、子どもたちの成長の場となっている幼稚園・保育園等における教育・保育の質の向上を図ると共に、小学校での集団学習を見通し、家庭への支援の充実と、幼稚園・保育園等と学校教育との接続を円滑に進めることが必要である。

第二に、特別な支援が必要な子どもに対してできるだけ早期に適切な支援を行うことである。また、乳幼児期から学齢期に至る切れ目のない効果的な支援のあり方を再構築し、教育、保育の効果を高めていく必要がある。

第三に、第一・第二を進めていくためにも、就学前から学齢期にわたって家庭との共通理解を深め、地域の理解・協力のもと教育・保育、療育施設等の関係各機関等における課題や目標に対する共通認識と連携の強化が必要である。

III 就学前教育の向上に向けた取組

1 就学前教育の質の向上

(1) 目指すべき目標の共有等

幼稚園・保育園等が教育・保育の基礎とすべき幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、幼稚園・保育園等、公立私立を問わず、小学校での集団学習までを見通した中野区の子どもたちの確かな成長の目標について共通理解を進め明示すべきである。そのうえで、幼稚園・保育園等の特性を生かした豊かな教育・保育を多種多彩に展開することが望ましい。

また、幼稚園・保育園等を利用していない家庭に対しても、相談や仲間づくりなどの支援を強化していく必要がある。

あわせて、いわゆる小1プロブレムなど小学校入学時の諸課題を解消するための教育・保育や小学校での取組み、接続のあり方等について明らかにし、保護者との理解を図りつつ、関係機関の連携を強化すべきである。

(2) 教育・保育の質の向上を図る取組

①就学前教育の質の向上に向けた取組

○幼稚園、保育園等による合同の実践的な研究や交流を推進し、幼稚園・保育園等での研究成果の共有を促進する。

○幼稚園における教育の取り組みを公開し、幼稚園、保育園の教職員が合同で研究会を実施するなど保育園・幼稚園等、公立私立を超えた人材育成のしくみづくりを推進する。

○ベテラン教職員を講師とした実践研究、園内研修等を実施することにより人材育成の充実を図る。

○経験年数による職層別等の合同研修、小学校教育研究会の各教科部会（算数・音楽・図工・生活科等）と連携した合同研修など教育施設等の枠を超えた研究・研修の場を用意する。

- 子ども家庭支援センターや教育センターなどの資源や場を活用した研修・研究会を開催する。
- ②保護者との共通理解、家庭の教育力向上へ向けた支援の充実
 - 幼児の健全な成長に必要な基本的な生活習慣や健康づくり等の啓発を進める。
 - 幼稚園、保育園等における実践研究や成果について合同でPRするなど、保護者等への理解促進を図る。
 - 3歳未満児や幼稚園・保育園等に入園していない幼児の家庭の教育力向上のため、親子登園や園庭開放や子育て相談を充実させるなど、幼稚園・保育園等から積極的にアプローチしていく。また、これらの事業の充実のため実施方法などについて研究を促進する。
 - 子育てひろば事業の実施や地域の育成団体との連携を促進し、地域ぐるみで一人ひとりの子どもの成長を支援する子育て支援ネットワークの強化を図る。

2 保幼小連携による教育の推進

(1) 目標の共有と連携体制の整備

子どもの発達や学びの連續性を確保していくためには、幼稚園・保育園等の教育・保育と小学校の教育のつながりを相互に共通認識していくことが重要である。目指すべき教育・保育の実現に向けて幼稚園・保育園等の取組み効果を上げていくためには、目標の策定過程においても、家庭と共に認識を持つことが重要である。

また幼稚園・保育園等の教育・保育と小学校教育とは、それぞれの発達段階を踏まえて教育を充実させていくことが大切であり、どちらか一方が他方に合わせるというものではなく、相互の教育の向上のために成長段階を十分踏まえるということを忘れてはならない。こうした取組みや成果について、保護者等へ伝え実践に裏打ちされた理解の促進を図り、子どもたちへの願いや教育目標等を共有しながら教育・保育の担い手として協力連携していくパートナー関係を構築していく必要がある。

(2) 保幼小連携による教育の推進を図る取組

① 保幼小連携の強化

○保幼小の連携モデル地区を設定し、連携交流事業の試行等により、成果の共有と連携を推進する。

○小学校体験を実施し幼児を受け入れるなど、小学校への接続が円滑に進むよう工夫する。

○ケース検討などの研修を合同開催する等、保幼小相互の取り組みについて課題の共有を図る。

② 幼稚園・保育園等と小学校との接続への対応強化

○就学前教育プログラムの改定やアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを策定し、幼稚園・保育園等と小学校との双方向から連続した子どもの成長に向けた取組みを進める。

○学校公開、幼稚園、保育園公開や保幼小の実践交流、幼稚園・保育園体験等の機会を通じて子どもの成長に資する指導のあり方について教職員の相互理解を促進する。

③ 保護者・地域との共通理解、連携の拡大

○保幼小連携事業等の成果を保護者や地域に発信・普及することにより連携の拡大を図る。

○保護者・地域住民等の参画を得て教育支援ボランティアを募り交流事業を実施するなど、協働の取組みを行うことによって理解促進を図る。

3 特別支援教育の充実

(1) 一貫した特別支援教育の推進

障害者差別解消法や発達障害者支援法を踏まえ、発達の遅れや障害等に関する理解を関係者間で共有しつつ、法の趣旨に即した合理的配慮を、公私を問わず幼稚園・保育園等、そして学校の各現場において徹底し、子ども一人ひとりに応じた教育・保育の機会の提供に努めていく必要がある。

また、子どもたちの確かな成長にとって必要なきめ細かな教育・保育の実現のために、特に集団保育と個々への支援のあり方について明らかにしつつ、提供する教育・保育の質を高めるとともに、療育的・医学的な知見などの情報や助言等の提供も行いながら、保護者等との共通理解を図っていくことが不可欠である。

現在、区立幼稚園に特別な支援が必要な幼児が集中している状況がある。区は、特別な支援が必要な幼児が希望する幼稚園・保育園等や療育施設に安心して通園できる環境を整備する必要がある。

(2) 特別支援教育の充実を図る取組

① 幼稚園、保育園等における特別支援教育の拡充

○私立幼稚園・保育園等の受け入れ体制の整備・拡充に必要な補助制度を充実させる必要がある。

○私立幼稚園・保育園等の教員・保育士等が特別支援教育に関し、必要な研修を受けられるよう支援する。

② 申し送り・個別支援計画の有効活用

○幼稚園・保育園等から小学校への情報の申し送り・個別支援計画等を有効活用するしくみを見直すなど、連携強化に向けて再構築を図る。

○区における相談体制を充実させるとともに、医学的関与のしくみづくりを進めるなど、幼稚園・保育園等の就園にあたっての相談支援体制の充実を図る。

③ 療育支援の拡充

○療育センターによる巡回指導の拡充に加え、心理職などに専門相談を実施する。

○相談支援事業所等と連携を図り、子どもの状況に即した相談支援のしくみづくりを進める必要がある。

○必要な通所支援サービスを確保する。

④ 家庭や地域への支援の強化、理解促進

- 幼稚園・保育園等における個別の対応を充実させる。
- 療育センターの専門職等による巡回指導を充実させることにより、職員の対応力を高める。
- 研修の成果や幼稚園・保育園等における療育支援の取組等について保護者や地域の理解促進を図る。

IV 区の果たすべき役割

以上、Ⅲの実現に向け、区が果たすべき主な役割としては、以下のようなものが考えられる。

(1) 教育・保育の質の向上

①教育・保育の目標の策定

- 小学校への集団学習までを見通した教育・保育に係る目標を策定し、公立私立を問わず、幼稚園・保育園等と小学校との共通認識の形成を図る。
- 就学前教育プログラムの改定やアプローチカリキュラム、スタートカリキュラムの策定を通じ、保幼小の相互理解を図る。
- 目標に応じた研修、実践交流等の機会を充実する。

②多様な教育・保育、子育て支援の拡充

- 幼稚園・保育園等の教育・保育環境及び、休日保育、延長保育、病児・病後児保育等の多様な子育てサービスの整備を進める。
- 幼稚園での一時預かりの拡充を図る。
- 公立私立の別なく教育・保育の機会が保証されるよう補助金等財政的な支援の充実を図る。

③家庭の教育力向上への支援

- 教育、子育て、虐待等にかかる家庭への相談支援の専門性の向上を図り、一元的に対応できる体制を構築する。
- 保育園等での子育て相談・体験保育、相談支援事業、子育てひろば事業等を通じた育児のノウハウの提供など、在宅育児支援サービスの拡充を図る。

(2) 保幼小連携による教育の推進、保護者・地域との連携の推進

- ①幼稚園・保育園等と小学校との相互の協議の場を設置するなど連携強化の仕組みをつくり運用する。
- ②就学前教育プログラムの改定と活用の推進などにより、幼稚園・保育園等と小学校との接続円滑化の促進を図る。
- ③保幼小連携の取組み成果や障害等の理解に関する普及啓発の推進を図る。

(3) 特別支援教育の充実

- ①受入れ拡大の支援
 - 私立幼稚園・保育園等に対し、施設整備や人的配置など財政面も含めた支援の拡充を図る。
 - 個々に応じた教育機会を充実するため、療育施設の質・量を確保する。
 - 研修や実践交流等の機会の拡充を図る。
- ②切れ目のない支援のしくみと体制の構築
 - 乳幼児期から学齢期までの一貫した支援と早期発見、早期対応のしくみをつくる。
 - 医療機関との連携体制の構築を図る。
 - 就園にあたっての相談支援体制の強化を図る。
- ③療育支援の拡充
 - 巡回指導や相談支援の充実など療育支援の強化により、幼稚園・保育園等、学校への支援の拡充を図る。
- ④保護者の理解促進
 - 障害等に係る保護者や地域の理解の促進を図る。

(4) 区の推進体制の確立

公立私立、幼稚園・保育園等の区別なく、中野区の子どもたちが充実した教育環境のもとで就学前から小学校への教育のつながりが確保され、個々に応じた質の高い教育が受けられるよう区全体の教育の向上を図るためには、子ども教育部、教育委員会が中心となり各幼稚園・保育施設等や関係機関と連携し、中野区としての就学前教育の目標や方針を策定し、効果的な取組みを機動的に進めていける体制を強化・確立していくかなければならない。